諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年２月１７日（令和８年（行情）諮問第１９４号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７４３号）
事件名：「研究開発に関する達」第１９条に基づき報告された命題研究等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる文書（以下「本件対象文書１」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の３に掲げる文書（以下「本件対象文書２」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書１を特定し、その一部を不開示としたこと及び本件対象文書２を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和２年１０月２日付け防官文第１５６８６号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（２）及び（３）（略）

（４）文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

（５）（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当

する行政文書として、本件対象文書１を特定し、令和２年１０月２日付け防官文第１５６８６号により、法５条３号及び５号に該当する部分を不開示とするとともに本件対象文書２を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書１のうち、法５条３号及び５号に該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書１の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書１の一部が同条３号及び５号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書１のほかに、本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（３）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（４）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年２月１７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年３月５日　　審議
④　同年１０月２６日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書１の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書１を特定し、その一部を法５条３号及び５号に該当するとして不開示とし、本件対象文書２につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書１の見分結果を踏まえ、本件対象文書１の特定の妥当性、本件対象文書２の保有の有無及び本件対象文書１に係る不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書１の特定の妥当性及び本件対象文書２の保有の有無について

（１）本件対象文書１の特定及び本件対象文書２の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア　本件開示請求については、開示請求書に別紙の１のとおり記載されていたことから、平成３１年度に陸上自衛隊において実施され、研究開発に関する達（平成２７年陸上自衛隊達第１００－１号）第１９条に基づき陸上幕僚長に報告された以下の文書の開示を求めているものと解した。

①　命題研究のリスト

②　自主研究のリスト

③　①がない場合は命題研究それ自体

④　②がない場合は自主研究それ自体

イ　①に該当する文書として本件対象文書１を特定したが、平成３１年度に陸上自衛隊において、自主研究は実施していないため、②又は④に該当する文書は作成又は取得しておらず、保有もしていない。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書１の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、本件対象文書１の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書１の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書１の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書１を特定したこと及び本件対象文書２を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

３　本件対象文書１に係る不開示部分の不開示情報該当性について

（１）法５条３号該当性について

別表の番号２に掲げる不開示部分には、自衛隊の防衛力の整備、維持及び運用に関する計画に資するための諸研究に係る情報について具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）法５条５号該当性について

別表の番号１に掲げる不開示部分には、職員の人事管理に係る情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省内での職員の人事管理に関する検討内容が推察され、今後の同種の議論において防衛省内での自由かっ達な議論に支障を来すなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法５条５号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書１を特定し、その一部を法５条３号及び５号に該当するとして不開示とし、本件対象文書２につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書１の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書１を特定したこと及び本件対象文書２を保有していないとして不開示としたことは妥当であり、本件対象文書１につき、不開示とされた部分は、同条３号及び５号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

１　本件請求文書

「研究開発に関する達」（陸上自衛隊達第１００－１号）第１９条に基づき陸上幕僚長に報告された命題研究及び自主研究のリスト（リストがない場合は研究それ自体。対象は２０１９年４月～２０２０年３月）。

２　本件対象文書１

【参考資料】平成３１年度で終了予定の研究一覧

３　本件対象文書２

開示請求された「「研究開発に関する達」（陸上自衛隊達第１００－１号）第１９条に基づき陸上幕僚長に報告された自主研究のリスト（リストがない場合は研究それ自体。対象は２０１９年４月～２０２０年３月）。」に係る行政文書

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	本件対象文書１	２枚目の一部	職員の人事管理に関する審議、検討に係る情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
2		３枚目ないし６枚目のそれぞれ一部	自衛隊の防衛力の整備、維持及び運用に関する計画に資するための諸研究に係る情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
3	本件対象文書２	全て	本件開示請求に該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから文書不存在につき不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。